

## 7

# 手続きに必要な書類

請求時に必要となる主な書類は次のとおりです。

書類の取得などにかかる費用はお客様の負担となりますので、ご了承ください。

## ■入院給付金・手術給付金・特定疾病保険金・介護保険金・高度障がい保険金など

書類名	内容
当社所定の請求書	当社所定の請求書に受取人がご記入・押印ください。
当社所定の診断書	医療機関(病院など)に当社所定の診断書への証明(記載)をご依頼ください。

### ●診断書の提出を省略できる場合

入院給付金・手術給付金の請求の際、一定の要件を満たしている場合は、診断書の提出を省略できる制度(簡易取扱)があります。この場合、診断書の取得にかかる費用が不要となります。

詳しくはお問い合わせください。

(例)責任開始日(契約日・復活日)から2年以上経過後に白内障の手術を外来で受けた場合 など

## ■死亡保険金

書類名	内容
支払請求書	当社所定の請求書に受取人がご記入・押印ください。
死亡証明書	医療機関(病院など)に当社所定の死亡証明書への証明(記載)をご依頼ください。一定の条件を満たしている場合は、当社所定外の死亡診断書(死体検案書)のコピーでお取扱いできます。
印鑑証明書	死亡保険金受取人の印鑑証明書をご用意ください。

## ■その他

●請求内容により、請求書への押印が省略できる場合や、上記以外の書類(災害事故報告書や戸籍謄本など)が必要となる場合があります。

●当社所定の診断書を提出いただいたにもかかわらず、給付金・保険金などをまったくお支払いできなかった場合には、診断書取得費用の一部(当社所定の診断書1枚につき、一律5,500円)をお支払いします。

ただし、診断書取得費用の一部当社負担については、当社所定の要件を満たす必要があります。